

特定事業所集中減算に係る Q & A

◎ 制度全般に関することについて

Q1 3月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A1 80%を超えているかどうかは、3月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

- ① 前期…判定期間3月分から8月分まで→減算適用期間10月分から翌年の3月分まで
- ② 後期…判定期間9月分から翌年の2月分まで→減算適用期間4月分から9月分まで

例えば、令和8年3月から8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、令和8年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※ 本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還になります。

Q2 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護サービスに位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A2 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することとなります。よって、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することとなります。

◎ 基本的な提出方法について

Q3 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A3 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、葛飾区の基準で判断します）。

Q4 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A4 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所で「居宅介護支援における特定集中減算に係る届出書」でなくても構いませんが、基準を満たす書類を作成して、2年間保存しなければなりません。

Q5 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」には、代表者印を押さなければいけませんか。

A5 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に代表者印は不要です。

Q6 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を、どのように提出したらよいですか。

A6 原則、葛飾区ホームページ「トップページ>健康・医療・福祉 >介護保険 >介護サービス事業者の申請・手続き >特定事業所集中減算について」掲載の電子申請フォームよりご提出ください。

Q7 3月（9月）15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A7 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れそうな場合は、事前に連絡のうえ、速やかに提出してください。

Q8 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式1ー11）」（加算届）も提出する必要がありますか。

A8 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が

① 「なし」から「あり」になる場合

② 「あり」から「なし」になる場合

の2通りです。

減算期間が「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、特定事業所加

算取下の届出の提出が必要になります。

Q9 Q8の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

A9 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に葛飾区介護保険課事業者係へ提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。

※提出期限が閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日を提出期限とします。

◎ 計算方法等について

Q10 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A10 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけでなく、その月に利用している方全てをカウントします。

Q11 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A11 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q12 介護予防は件数に含まれますか。

A12 含まれません。

Q13 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A13 含まれません。

Q14 例えば、A 法人の B 事業所と C 事業所の訪問介護を利用している場合、B と C それぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A14 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B 事業所と C 事業所の利用者数の数を合わせた、A 法人の利用者の割合で計算します。

Q15 例えば、同一の利用者が A 法人と B 法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A15 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は1件とカウントします。A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞ

れ1件ずつカウントします。

(具体例)

訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみが利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合、

A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

◎居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q16 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するということでしょうか。

A16 計算は上位2つだけではなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。

Q17 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A17 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙（任意様式）にほかの法人を記載してください。

Q18 紹介率が80%以下のサービスでは記入しなくてもよいでしょうか。

A18 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Q19 正当な理由が複数当てはまる場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A19 いずれか1つの番号を記入していただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

◎ 正当な理由について

Q20 「日常生活圏域」とは何ですか。

A20 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。

Q21 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

A2 1 事業所の情報については、東京都からの情報提供及び葛飾区に届出等のあった内容に基づき、葛飾区ホームページ「トップページ >健康・医療・福祉 >介護保険 >介護保険サービス（サービスの種類・利用方法・事業者） >介護サービス事業者一覧」に掲載しておりますので、そちらを確認してください。

Q2 2 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

A2 2 葛飾区では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Q2 3 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

A2 3 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉局 指導監査部 指導調整課

（評価推進担当 福祉サービス第三者評価に関すること）

電話 03-5320-4035

また、とうきょう福祉ナビゲーション

（<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>）も参考にしてください。

◎ 通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて

Q2 4 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わりましたが、継続して通所介護を利用している者も多いことから、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて分けて計算する必要があるのでしょうか。

A2 4 特定事業所集中減算に係る届出書のうち、通所介護等については、平成30年4月以降においてもそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

※（平成30年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1（平成30年3月23日）問135参照）